

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件  
控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)  
被控訴人(一審原告) X 1 ほか  
控訴人(一審原告) X 5 1 ほか  
参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書 ( 7 )

令和4年8月22日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦  
一審被告指定代理人 鈴木和孝  
山本剛  
野村昌也  
寺田太郎  
伊東真依  
田原慎士  
村瀬佳敬  
吉村征紘  
寺部敦

蛭原 諒  
布目 武  
田中 浩 司  
澤口 舜  
窪田 公 樹  
市川 正 志  
浅野 優 介  
平野 大 輔  
鶴園 孝 夫  
大浅田 薰  
柴田 延 明  
大竹 史 惠  
坂上 陽  
栗田 旭  
大城 朝 久  
仲村 淳 一  
後藤 堯 人  
藤田 悟 郎

上 村 香 織  
吉 田 匡 志  
田 上 雅 彦  
小 林 源 裕  
熊 谷 和 宣  
村 田 太 一  
村 川 正 徳  
假 屋 一 成  
吉 田 彩 乃  
澤 田 智 宏  
大 野 佳 史  
内 藤 浩 行  
井 藤 志 暢

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第282号証	大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 ピア・レビュー会合 議事録 (原子力規制委員会)	写	H25. 12. 27	大飯破碎帯有識者会合が、作成した評価書案につき、F-6 破碎帯が後期更新世以降活動しておらず、将来活動する可能性のある断層等には該当しないとの結論について、第三者の視点から科学的、技術的見地に基づいているかの確認を求めするために実施したピアレビュー会合において、レビューアからは、これを変更するような矛盾点や事実誤認の指摘がなく、前記評価書案の内容におおむね合意が得られたこと等
乙第283号証	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第78回 議事録 (抜粋) (原子力規制委員会)	写	H26. 2. 5	参加人が、第78回審査会合において、F-1 破碎帯ないしF-5 破碎帯及びA破碎帯ないしE破碎帯について、調査の結果、F-6 破碎帯と同様、後期更新世以降活動しておらず、将来活動する可能性のある断層等ではないと評価したことを説明したところ、同評価に対し、審査チーム側から、特段の指摘がされなかったこと等